



憲法を守ろう・市原市民連絡会 2006年6月学習会

中国から見た日本

～来日の中国人、留学生、残留孤児帰国者に聞く～

2006年6月16日(金)

市原市民会館大会議室

6月と8月の学習会では、外国の人々が日本の「平和憲法」をどう見ているかを学びましょう。6月のきょうは、中国の方々から見た日本、そして日本国憲法です。

日本と中国とのつき合いは古く、2000年に及んでいます。福岡県志賀島で発見された「金印」は紀元57年には交流があったことがわかります。その後の遣隋使、遣唐使の派遣など日本は中国の文物に学び、中国をモデルとして国づくりをしてきました。

それが明治以降、中国は侵略の対象となりました。昭和に入ってから、左表のよう

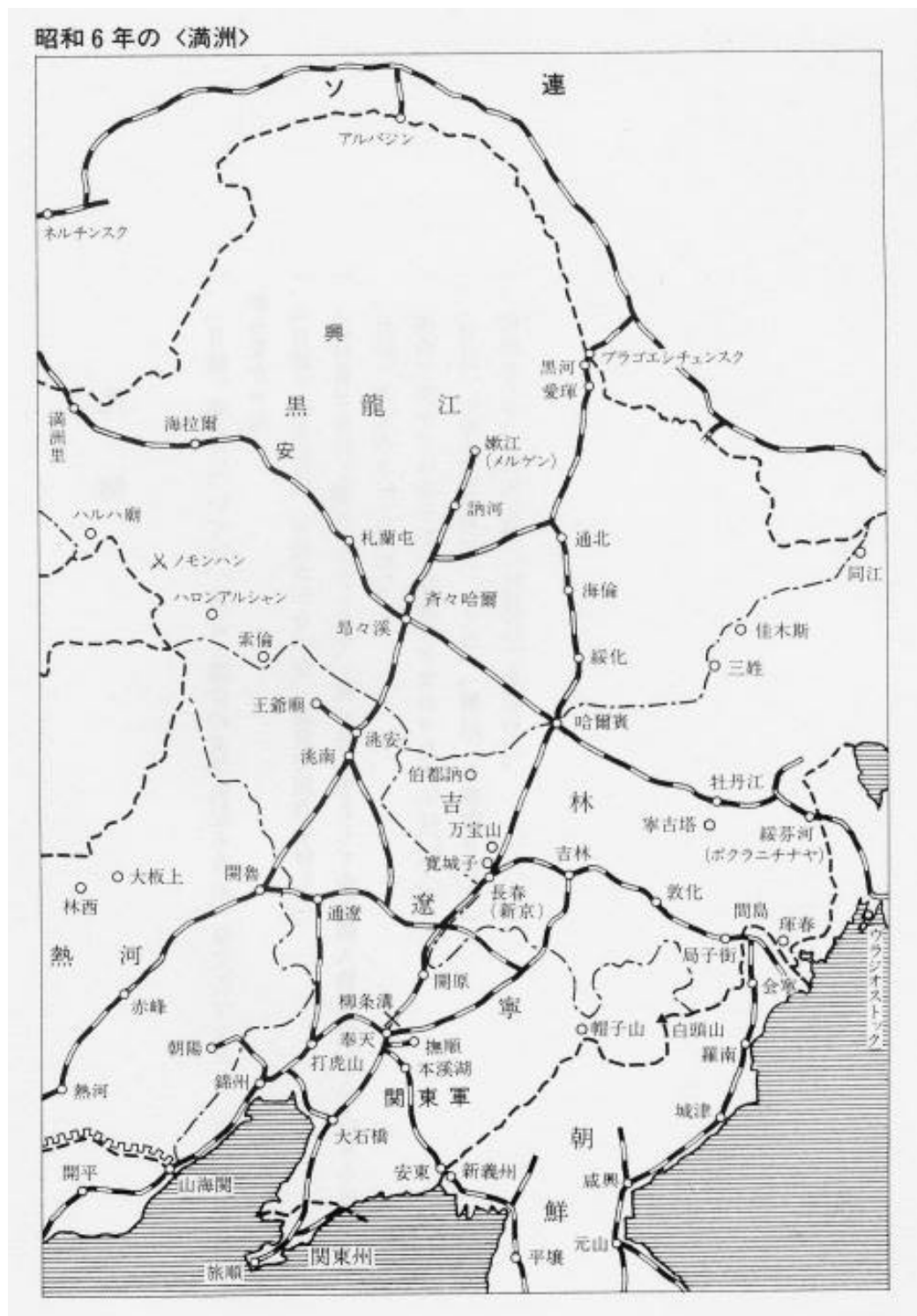
1927	山東出兵
1928	済南事件 張作霖爆殺事件
1931	柳条湖事件(満州事変)
1932	上海事変 満州国建国
1933	国際連盟脱退 塘沽停戦協定
1936	華北分離工作
1937	盧溝橋事件(支那事変) 第二次上海事変
1938	近衛声明「国民政府を相手とせず」

に衝突をくり返し、全面戦争に突入しました。

戦後は1972年日中共同声明で国交を回復し、78年に日中平和友好条約を締結しました。しかし小泉首相の靖国神社参拝を契機に首脳外交はストップしています。尖閣列島の領有、海底ガス田の開発がメディアによってセンセーショナルに取り上げられ、一部政治家や評論家は「戦争やむなし」と

言わんばかりです。こんなときだからこそ、相互理解を深めましょう。

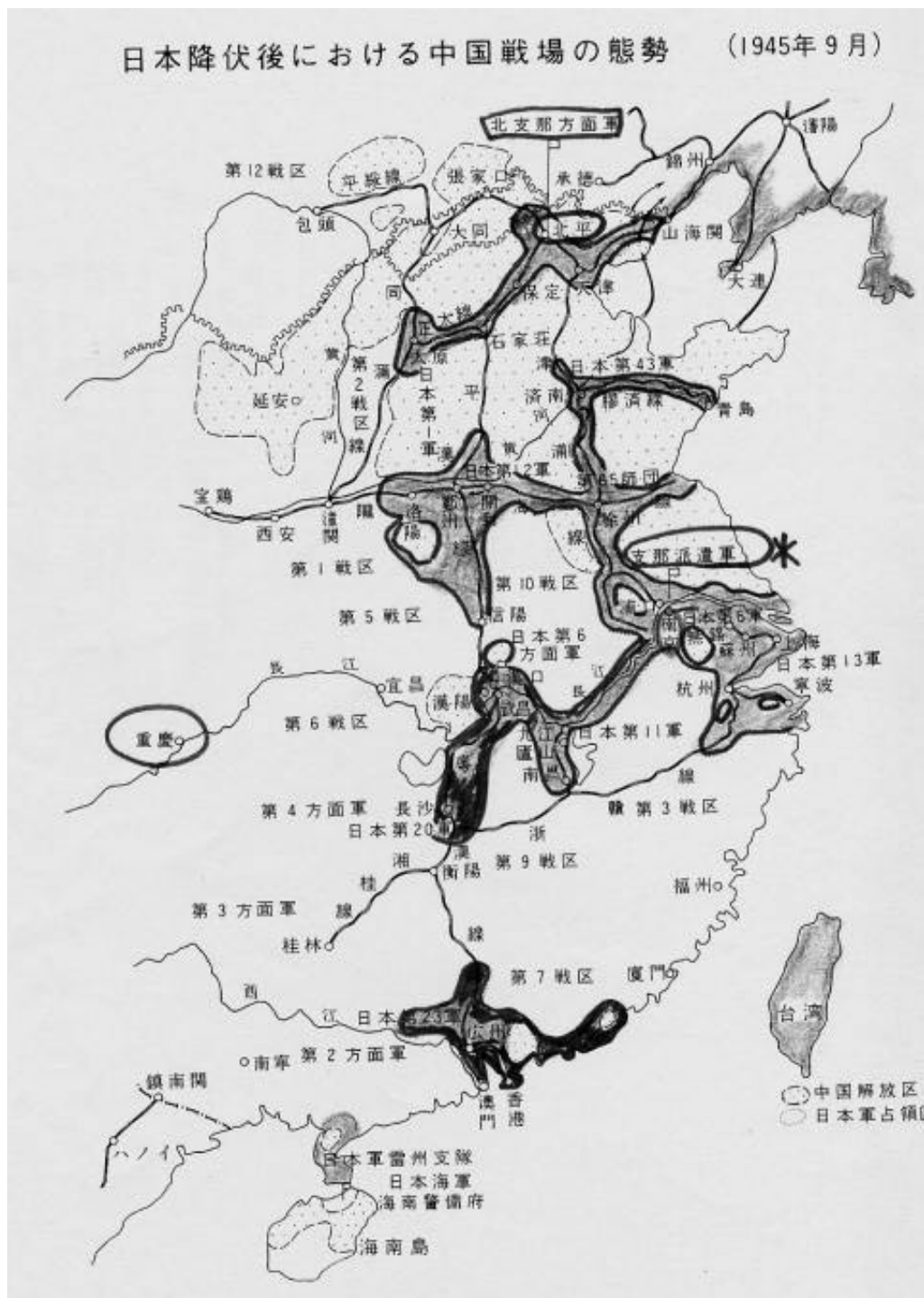
<資料1> 1931(昭和6)年の満洲



＜資料2＞ 開拓民入植図



<資料3> 日本の占領地域



<資料4> 愛媛県知事玉串料公費支出違憲訴訟(最高裁大法廷 97.4)

Q：愛媛県知事は1981年から86年にかけて、靖国神社の例大祭や慰霊大祭に、玉串料、献燈料、供物料として17万6千円を公金支出した。これは政教分離に違反しないか。

D：靖国神社は宗教団体である。神社神道では祭祀が中心的な宗教活動であり、例大祭などは重要な儀式である。そうした祭祀での玉串料は宗教的意義を持っており、その公金支出は宗教的行為であり、政教分離に違反。

地方公共団体が特定の宗教団体と特別の関わり合いを持つことは、「一般人に対して、県が特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を引き起こすもの」で許されない。

● 福岡靖国訴訟(2004.03福岡地裁)

原告の慰謝料請求は認めなかったが、傍論において「小泉首相の靖国神社参拝は内閣総理大臣としての公式の参拝であり、政教分離原則に違反する」と述べた。

同年の大阪・千葉地裁は憲法判断はしなかった。

● 大阪靖国訴訟控訴審(2005.09.30大阪高裁)

<資料5> 靖国神社の祭神



【資料6】靖国神社合祀のA級戦犯14名

氏 名	訴追対象の役職	階 級	刑 罰
東条 英機	開戦時首相兼陸相	陸軍大将	絞首刑
板垣征四郎	第一次近衛内閣、平沼内閣陸相	陸軍大将	絞首刑
土肥原賢二	教育総監	陸軍大将	絞首刑
松井 石根	南京事件時の中支那方面軍司令官	陸軍大将	絞首刑
木村兵太郎	東条内閣陸軍次官	陸軍大将	絞首刑
武藤 章	開戦時陸軍省軍務局長	陸軍中将	絞首刑
広田 弘毅	元首相 日独伊防共協定成立時の外務大臣	文官	絞首刑
梅津美治郎	関東軍司令官、参謀総長	陸軍大将	終身禁固刑 49年1月服役中病死
白鳥 敏夫	駐イタリア大使、外務省顧問	文官	終身禁固刑 49年6月服役中病死
東郷 茂徳	開戦時・終戦時の外相	文官	禁固20年 50年7月服役中病死
小磯 国昭	東条内閣後の首相	陸軍大将	終身禁固刑 50年11月服役中病死
平沼騏一郎	ノモンハン事件(1939)首相	文官	終身禁固刑 52年病氣仮釈放中病死
松岡 洋右	外相として日独伊三国同盟を締結	文官	46年6月公判中病死
永野 修身	開戦時軍令部総長	海軍大将	47年1月公判中病死

<資料7>

■ 日本国憲法 前文(1947.05.03)

- 1 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理

であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

- 2 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 3 われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
- 4 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 9 条

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

●自民党改憲草案 第9条の2（自衛軍）

- ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
- ② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- ③ 自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- ④ 前2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。